

市第81号議案

横浜市立中学校の授業中における傷害事件についての和
解

横浜市立中学校の授業中における傷害事件について、次のように
和解する。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

1 当事者

甲 市内在住 男性（10歳代）

乙 横浜市

代表者

横浜市長 林 文 子

丙 市内在住 男性（10歳代）

2 和解条項

- (1) 甲、乙及び丙は、本件事故に係る甲の損害が 4,168,576 円であることを相互に確認する。
- (2) 甲、乙及び丙は、本件事故に係る過失割合が、乙が 3 割、丙が 7 割であることを相互に確認する。
- (3) 乙及び丙は、甲に対し、連帯して、本件事故の和解金として既払金 667,430 円を除いた 2,422,759 円の支払義務があることを認める。
- (4) 甲、乙及び丙は、甲の損害のうち、甲の受けた療養の給付について、その保険者が行った保険給付の価額 1,078,387 円については、乙及び丙が負担することを相互に確認する。
- (5) 乙及び丙は、第 3 項の和解金のうち、乙は 485,377 円を、丙

は 1,937,382 円を、それぞれ負担する。

(6) 乙及び丙は、甲に対し、和解金 2,422,759 円を次のとおり支払う。

ア 乙は、甲に対し、平成23年 1 月末日限り、485,377 円を甲の指定する口座に送金して支払う。ただし、送金に要する費用は、乙の負担とする。

イ 丙は、甲に対し、平成23年 1 月末日限り、1,937,382 円を甲の指定する口座に送金して支払う。ただし、送金に要する費用は、丙の負担とする。

(7) 本和解時において予測できない後遺障害が甲に発生した場合、甲と乙及び丙との間において、別途協議する。

(8) 甲は、乙及び丙に対するその余の請求を放棄し、本和解条項に定めるほか、名目のいかんを問わず一切の請求をしない。

(9) 甲と乙及び丙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

提 案 理 由

横浜市立中学校の授業中における傷害事件について、甲及び丙と和解したいので提案する。

参 考

事件の概要

- 1 平成 20 年 2 月 28 日 横浜市立港南台第一中学校グラウンドにおいて、2 年生の選択授業（保健体育科）を受けていた生徒（以下「受傷生徒」という。）が、同授業を受けていた他の生徒（以下「加害生徒」という。）が投げた砲丸によって頭部を負傷する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- 2 平成 20 年 5 月から平成 22 年 10 月まで 横浜市、受傷生徒及び加害生徒との間で、本件事故について受傷生徒が被った損害、今後の対応等について話し合いが行われた。
- 3 平成 22 年 11 月 8 日 横浜市、受傷生徒及び加害生徒との間に和解の協議が調った。

地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条

第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）